



候補者を募集します

農業委員と農地利用最適化推進委員



令和8年4月26日に農業委員会の委員の任期が満了になることから、農業委員と農地利用最適化推進委員の候補者を募集します。

▼募集方法 公募または推薦
▼応募要件

農業委員

農業への識見があり、農地の利用最適化など農業委員会が所掌する事項に対し、その職務を適切に行なうことができる人

農地利用最適化推進委員

農業委員会が定める担当地区で、農地利用の最適化などの推進に熱意があり識見がある人※いざれも破産手続き開始の決定を受け復権を得ない人、禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わらない人などは応募できません。

▼選考方法

農業委員 町長が任命

任命にあたり、次の①～③が

求められます。

- ①原則として、認定農業者が過半数を占めること
- ②中立委員（利害関係を有しない者）が含まれること
- ③青年・女性の積極的な登用に努めること

農地利用最適化推進委員

農業委員会が委嘱

▼任期 令和8年4月27日～令和11年4月26日の3年間（再任は妨げません。）

農業委員

8人

農地利用最適化推進委員

小倉・上野田地区2人
下野田・北下地区2人
南下・陣場地区1人
大久保・漆原地区2人

▼報酬

町条例に規定する額

12月1日㈪～25日㈬

▼候補者の推薦・公募受付期間

推薦・公募をする人は指定の様式を持参または郵送してください。様式は農業委員会窓口で

受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。
※持参する場合は、開庁時間内に限ります。

▼提出・問い合わせ先
農業委員会事務局
☎ 26・22281（直通）

事業者の皆さんへ 償却資産（固定資産税）の申告をお願いします

償却資産とは、個人または法人が事業のために所有している資産のことです、固定資産税の課税対象の一つになります。

償却資産は、所有者による毎年の申告が法律によって義務付けられています。

▶申告が必要な人

令和8年1月1日現在、吉岡町で事業を営んでいる個人または法人の事業者

▶申告方法

令和7年度に申告している人は、12月上旬頃に償却資産申告書および種類別明細書を郵送します。1年間の償却資産の増減や事業状況を申告してください。

令和7年度分の申告をした人、事業を始めた人、新たに申告する人は、令和8年1月1日現在で所有している全ての償却資産を申告してください。

▶申告期限

令和8年2月2日㈪

▶提出方法

電子申告（eLTAX）または書面申告（税務室窓口へ持参または郵送）

申告・問い合わせ先 税務会計課 税務室 ☎26-2238（直通）

今月の手話

「インフルエンザ」



右手の小指を立てて、指文字の「イ」を作ります。

その手を口の近くに持つていき、ゴホッゴホッと咳をする仕草をします。

消防団員を募集しています

消防団は、消火活動のみならず、自然災害時における活動など、地域で非常に重要な役割を担っています。そのほかにも、防災訓練や火災対応訓練への参加など、消防力・防災力の向上に大きな役割を果たしています。

しかし、消防団員は全国的に減少傾向にあり、町も例外ではありません。地域の安全・安心を守るために、消防団への入団をご検討ください。

興味のある人は、電話または下記の二次元コードからお気軽に問い合わせください。

▼入団対象者

18歳以上の町内在住者
または在勤者



▲お問い合わせ
フォーム



問い合わせ先

総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)

月1で学ぶ! 消費者の賢コツ

もしものときに慌てない ように 葬儀サービスの トラブル



広告を見て価格が手ごろなので、ある葬儀社に依頼したが、オプションなどを付けられ、結局高額となり納得できないというトラブルがあります。

事例

- 義父が急死し、慌てて選んだ葬儀社から希望とは異なる契約を強く勧められた。
- 葬儀の見積書がもらえず、請求も高額だと思う。
- 追加サービスを了承したら請求額が高額である。

- 渋川市消費生活センター ☎22-2325
(月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く))
- 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



トラブル回避ポイント

- 葬儀は規模によっては数百万円と高額になるにもかかわらず、検討や準備のための時間はありません。そのため事前の情報収集が大切です。事前相談なども利用し、あらかじめ希望するおまか的な内容を決め、依頼する葬儀社を見つけておくと落ち着いて準備することができます。
- 広告に表示された料金でサービスを受けられるとは限りません。葬儀社との打ち合わせは複数人で受け、見積書をよく見て、不明な点は確認しましょう。
- 葬儀はクーリング・オフ適用外です。
- 困ったときは、消費生活センターなどにご相談ください。